



行政視察等報告書

安来市議会議長 様

報告者 信正の会
議員 永田 巳好

この度、研修に参加しましたので報告します。

記

期日 平成29年 2月 9日 ～ 平成29年 2月12日
(積雪により航空便欠航のため2月11日に都内で宿泊)

行先 東京都中央区八丁堀 1-9-8 八重洲通りハタビル

日程 別紙のとおり

参加者 永田 巳好

合計 1人

同行者 なし

視察内容 別紙のとおり

研修参加報告

(信正の会)

<研修目的>

議員活動についての調査研究のため

<研修概要一覧>

研修月日	研修テーマ	研修講師
2月10日	「議員活動の基本と議会改革の流れ」、「議会基本条例で議会力アップ」	高橋伸介（元：京都信用金庫、枚方市議会議員を歴任）
2月11日	「政務活動費、議員報酬、議員定数」、「効果的な質問方法」	〃

<研修概要報告>

- 場 所：東京都中央区八丁堀 1-9-8 八重洲通りハタビル
アットビジネスセンター東京駅八重洲通り

「議員活動の基本と議会改革の流れ」

○議員活動の問題点

・議員活動の任務は、住民福祉の向上と地域社会の発展、住民代表という側面と地域意見との調整

・議員活動⇒会派・議員による調査研究は政務活動費が使える。法令に職務、職責の明確な位置づけがない。

・政治活動⇒政治上の主義若しくは施策を推進し、支持し、若しくはこれに反対し、または公職の候補者を支持し、若しくはこれに反対することを目的として行う直接間接の一切の行為。

○これからの議会質問

・政策立案機能、執行機関監視機能、管理運営機能の質問を充実していく、そして出来れば議会提案条例を、そのため議会事務局強化を。

○キーワードは福祉向上のための選択と集中

- ・ファシリティマネジメント系の質問が重要⇒「業務用不動産（土地、建物、構築物、設備等）すべてを経営にとって最適な状態（コスト最小、効果最大）で保有し、運営し、維持するための総合的な管理手法」
- ・指定管理とは別の角度で見直す。
- ・箱物維持管理費の見直し、統廃合につなげる。
- ・市有財産の点検、その事により市資産の把握。

「議会基本条例で議会力アップ」

○地方分権の流れが法的裏付けを持つ。

- ・2000年4月の地方分権一括施行、自治体・議会の自主的な決定と責任が重くなる。特に議会はコペルニクスの転回に匹敵する意識変換。
- ・2006年の夕張市の財政難、2007年3月6日財政再建団体、税収不足の補てん、融資返済のための借り換え、決算出納整理期間中の違法な操作等、黙認またはチェック漏れした議会の責任も問われる。

○標準会議規則からの脱皮

- ・地方自治体の本市の明確化、団体自治：地方分権 住民自治：民主主義の精神。
- ・議会の政策立案機能・監視評価機能を発揮する方向で進み「見える化」が求められる。
- ・住民参加の方策は今後に期待。

○議会基本条例 最新の動向

- ・2016年5月18日第100回東京財団フォーラム開催「議会基本条例10年ー東京財団モデルから考える」東京財団モデルとは、2010年1月公表住民自治の視点から①議会報告会・意見交換会、②請願・陳情者の意見陳述、③議員間の自由討議を条例の必須3要件とされた。

「政務活動費、議員報酬、議員定数」

○まず言葉の整理

- ・政務活動費とは、日本における地方議会の議員に政策調査研究等の活動のために支給される費用である。
- ・もとは政務調査費の名称であったが、2012年の地方自治法改正により用途が拡大された。

○地方議員の位置付け

- ・議員報酬のあり方については、選挙を経て4年間その職に就任するという点で他の特別職と区別。
- ・4年間住民代表として住民の負託にこたえる責務がある。
- ・地方公務員法は適用されず、職務専念義務の定めもない。

・以上の観点から地方議員は「公選職」と位置付けるのが合理的、首長と同様であるとした。

○次に有給職という観点で検証

・自治法上（第203条）議員報酬は「報酬」となっている以上、「一定の役務の提供の対価として与えられる反対給付」で「生活給」ではないとすると「一定の役務」の範囲が不明確。

・現在の自治体の事務権限は総合的であり、政策領域は広範囲に及ぶため、議員の活動は多岐にわたり多くの時間を割く。

・4年の任期の間、活動に専従できる条件をできるだけ整える方向で議員報酬を検討すべき

○議会基本条例をもとに理論武装を

・大森氏は「合議体が成り立ち、それに託された役割を果たしうる議員定数の構成員数の最小理論値は三人」とし、「三人うち一人は議長役となり、残りの二人が対立すると、団体意思の確定の必要上、議長に決定権が集中してしまうため最小人数は四人」とされる。

「効果的な質問方法」

○地方議会運営辞典では

・一般質問とは、議員がその属する地方公共団体の行政全般にわたり、執行機関に対し、事務の執行の状況及び将来に対する方針等について所信を質し、あるいは報告、説明を求め又は疑問を質すことです。

○今までの質問スタイル

・「地元・住民要望型」⇒多くの議員の皆さんが得意とする分野、住民と直接対話、自身の議員報告でアピール度最大、次回選挙にも直結。これに地域活動が加われば鬼に金棒、選挙対策としても依然として最大有効。

・行政改革型⇒組合との関係で執行部が切り出しにくい合理化、組織運営、各種削減課題を指摘。老朽施設の統廃合、ファシリティマネジメント、職員給与、職員数の削減とアウトソーシング（外部委託化）。

<所 感>

2月10日、11日の講座を終えて、一般質問の学芸会批判は、片山善博元鳥取県知事が当時の県議会批判し、後に「学芸会」では、セリフを暗記することから「朗読会」となったが、現在の安来市にもあてはまっている様な、一般質問において行政に対する政策提案にウェイトを置く必要がある。

今後、少子高齢化や人口減少が進み、東京（関東圏）一極集中が続くなか、地方自治体再編、合併への流れは確実に、議員もさらに減りつづけ、自治体も従来の成功モデル

を真似るのではなく、その地域の特色にあった政策を実行する必要がある。

以上